

令和3年12月20日

第12回曾於市農業委員会總會議事録

曾於市農業委員会

第12回曾於市農業委員会総会

1 開会年月日

令和3年12月20日（月） 午前9時41分

2 場 所

曾於市役所 財部支所3階 大会議室（1・2・3）

3 出席委員

1番	○○○○○	2番	○○○○○	3番	○○○○○
4番	○○○○○	5番	○○○○○	6番	○○○○○
7番	○○○○○	8番	○○○○○	9番	○○○○○
10番	○○○○○	11番	○○○○○	12番	○○○○○
13番	○○○○○	14番	○○○○○	15番	○○○○○
16番	○○○○○	17番	○○○○○	18番	○○○○○
19番	○○○○○	委員	○○○○○	委員	○○○○○
委員	○○○○○	委員	○○○○○		

4 欠席委員

5 議事録署名委員

16番 ○○○○○ , 17番 ○○○○○

6 職務のため出席した者の職、氏名

事務局	局長	○○○○○	次長	○○○○○
	農地係長	○○○○○	農政係長	○○○○○
末吉分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○
大隅分室	農地係長	○○○○○	農地係	○○○○○

7 閉会年月日

令和3年12月20日（月） 午後12時10分

令和3年第12回農業委員会総会日程

1 開 会

2 議事録署名委員の指名

3 付議事項

(1) 議案

議案第109号 農地所有適格法人要件届出書について

議案第110号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請について

議案第111号 農地法第3条 所有権移転による許可申請について

議案第112号 農業振興地域の整備に関する法律第13条 農業振興地域整備計画の変更申請について

議案第113号 農地法第4条による許可申請について

議案第114号 農地法第5条による許可申請について

議案第115号 農地の用途変更届について

議案第116号 農用地等のあっせんについて

議案第117号 農用地利用集積計画について（利用権設定）

議案第118号 農用地利用集積計画について（所有権移転）

議案第119号 農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定について

(2) 報告第12号 合意解約等の報告

4 閉 会

令和3年第12回農業委員会総会

令和3年12月20日（月） 午前9時41分

○事務局（〇〇〇〇〇〇局長）

おはようございます。ご起立願います。一同礼。着席願います。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

おはようございます。11月、12月の諸般の業務経過については、別紙配布のとおりでございます。それでは、定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年第12回曾於市農業委員会総会を開会致します。まず、議事録署名委員の指名を行います。16番〇〇〇〇〇〇委員、17番〇〇〇〇〇〇委員を指名致します。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

これより議事に入ります。議案第109号 農地所有適格法人要件届出書についてを議題と致します。本件については、先程、申請者等からの説明による聞き取りを致しましたが、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

議案第109号農地所有適格法人要件届出書については、認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、認定することに決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

次に議案第110号 農地法第3条貸借借権及び使用貸借権設定による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○16番委員（〇〇〇〇〇〇）

受理番号財部15号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、譲受人の住所が宮崎県都城市ですが、申請地まで車で15分程度で通作距離に関しては、営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、親戚である譲渡人から取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「はい」の声あり）

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

末吉14号についても質問は良いんですかね。末吉町二の方〇〇〇〇〇〇の周辺借地料は、平均いくらぐらいですか。解っていたら教えて下さい。

○事務局（〇〇〇〇〇〇係長）

確認したところ、だいたい1万円前後でございました。

○3番委員（〇〇〇〇〇〇）

平均で1万円前後だそうですが、以前、〇〇〇〇〇〇さんが共同経営される方のお茶畑の貸付料が45,000円という事で非常に高いんじゃないかと問題になった事がありました。今回の場合も1反当たり74,574円という事で末吉の平均じゃなくて、お茶畑の最高が39,000円で非常におかしいのではないかと思います。地域との調和要件に合わないの、これはだめじゃないかと思いますが、以上です。

○事務局（○○○○○係長）

○○○○○さんの方に確認したところ、○○○○○さんに色々と業務をしてもらう関係で人件費を含めた委託料という考えでこのような設定をしたという事でした。

○3番委員（○○○○○）

委託料を含んでだったら、別に委託料を出さないといけないのじゃないですか。借地料じゃなくて。先程直接話をされたんですが。ここは、イタリアンライグラスを栽培されるんですよね。おまけに赤字でされるという事でしたよね。本人もそう言われました。おかしいんじゃないかと思いますが。

○13番委員（○○○○○）

所有権移転でもそうなんですが本人同士が納得して、商談が成立しているのであれば、ありではないかと思います。1反部無償とか10万円とか50万円とかで買う方もいらっしゃいますよね。3年後を見据えてとかそういうのも記憶にあるので、この方々達は、賃貸なので、その後買われるのかわかりませんが、全くだめという事はないと思います。

○3番委員（○○○○○）

言われるのは解るんですけど、これは、法人の執行役員ですよ。同じところに貸す訳ですよ。まあ言えば、私が私の妻に貸すようなものですよ。極端に言えば。出来たらこれをさっき言われた借地料以外が入っているのであれば、借地料として挙げるのはおかしいんじゃないかと思いますが。

○議長（○○○○○会長）

委員が言われるように借地料と委託料とに分けて頂くという事でよろしいですか。

○事務局（○○○○○係長）

下げる分には、特に会社として支障はないという事でした。

○3番委員（○○○○○）

私は、上げる下げるの問題じゃないと思います。方式通りしてもらえばこっちはいいいんですが。高くても安くてもいいんですが。これは、やはりイタリアンライグラスを赤字で作るのに74,000円もの借地料はおかしいと思っているので言っているところです。これは、ちゃんとした借地料を挙げてもらえば良いと思います。

○事務局（○○○○○係長）

計算間違いです。訂正させて下さい。申し訳ありません。1桁間違っておました。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員よろしいですか。

○3番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

議案第110号 農地法第3条 賃貸借権及び使用貸借権設定による許可申請については、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第111号 農地法第3条 所有権移転による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

受理番号末吉124号について、12月5日に中村推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありませぬ。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、飼料を作付けされる予

定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉125号について、11月5日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、現在木が植えてありますが、伐採後、整地してから飼料を定植する予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○推進委員（○○○○○）

受理番号末吉126号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人の住所地が都城市ですが、申請地まで車で15分程度で、通作距離について営農に支障ないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、みかんを作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○15番委員（○○○○○）

受理番号大隅127号について、12月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。受人と渡人の関係は、兄弟であります。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○9番委員（○○○○○）

受理番号大隅128号について、12月6日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。渡人と受人は、親子の関係です。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、田には水稻、畑には露地野菜を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○7番委員（○○○○○）

受理番号財部129号について、12月16日に田中推進委員と現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、取得する農地には、甘藷を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○16番委員（○○○○○）

受理番号財部130号について、12月10日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。なお、譲受人の住所が宮崎県都城市ですが、申請地まで車で15分程度で、通作距離に関しては、営農に支障はないと思われます。調査結果の総合意見は、譲受人は、叔父である譲渡人から取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。以上で調査報告を終わります。

○14番委員（○○○○○）

受理番号財部131号について、12月11日に現地調査を行いましたので報告致します。全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、譲受人は、取得する農地には、水稻を作付けされる予定で、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないので、許可相当と考えます。なお、譲受人と譲渡人は、兄弟です。以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○4番委員 (○○○○○)

財部129号と財部130号ですが、129号が10a10万、130号が10a60万、その農地の周辺はどのような状況なのか教えて下さい。

○7番委員 (○○○○○)

この畑は、財部記念病院の上にあります、入口から一番奥になります。不便な場所でありまして、その近くが○○○○○さんのお父さんの家がありまして、そういう話があったという事があります。

○16番委員 (○○○○○)

水田地帯でありまして家の横ですね。関係ない家ですけど。全体で30万というのは、解りませんが。場所的には凄く良いところです。

○議長 (○○○○○会長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第111号農地法第3条所有権移転による許可申請については、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可することに決定致しました。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第112号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、報告を求めます。

○16番委員 (○○○○○)

受理番号末吉81号について、12月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、後泊自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が畑、西が宅地と山林、南が山林、北が道路と水路を挟んで畑であります。目的実現の確実性は、すでに転用済で始末書が添付されています。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積469㎡に農家住宅1棟67.69㎡と通路297㎡が設置されており、周囲の状況からみても適当と思われれます。排水等については、雨水は自然流下、汚水は、汲み取り処理、生活雑排水は、溜枘処理するため適当と思えます。被害防除につきましては、現状のまま利用します。また、同時申請である4条申請書には、被害防除に関する誓約書も添付されており、特に問題はないと思われれます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は第一種農地該当しますが、周囲に住宅がある事から不許可の例外である集落接続施設に該当します。申請地には、農地法の許可を得ないまま昭和60年頃に申請人の亡き父により、農家住宅1棟が建築され、現在は、申請人の母が居住しております。今回、農地である部分と農家住宅部分を分筆し、農地法の許可を得ようとするものです。ついては、農地への復元は著しく困難である事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と○○○○○委員と事務局の○○○○○さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (○○○○○会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

議案第112号農業振興地域の整備に関する法律第13条農業振興地域整備計画の変更申請につい

ては、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、除外やむを得ないとする意見書を市長へ提出することに決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇〇会長)

次に議案第 113 号農地法第 4 条による許可申請について議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○推進委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 37 号について、12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が田、西が田、南が田、北が田であります。目的実現の確実性は、既に転用済である事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、資材置場を整備する面積として、全体で 1,326 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は自然流下するもので適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、資材置場を整備する事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 38 号について、12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、西中野自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が原野、南が田、北が原野であります。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実です。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、資材置場を整備する面積として全体で 2,664 m²であり、同種施設の規模状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は水路側溝へ放流し適当と思います。被害防除につきましては、緩衝地を設置し、誓約書が添付されており、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、資材置場を整備する事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○16 番委員 (〇〇〇〇〇〇)

受理番号末吉 39 号について、12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。これは、議案第 112 号受理番号末吉 81 号と同時申請ですので、調査結果の総合意見のみご説明致します。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、周囲に住宅がある事から不許可の例外の集落接続施設に該当します。申請地には、農地法の許可を得ないまま昭和 60 年頃に申請人の亡き父により農家住宅 1 棟が建築され、現在は、申請人の 98 歳の母が居住しております。今回、農地である部分と農家住宅部分を分筆し、農地法の許可を得ようとするものです。ついては、農地への復元は著しく困難である事から転用やむを得ないとの意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。続きまして、受理番号末吉 40 号について、12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、原口自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路を挟んで畑、南が道路を挟んで畑、北が宅地であります。目的実現の確実性は、自己資金で通帳の写しが添付されており確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積で 1,697 m²に牛舎 2 棟 912 m²を建築する予定で、周囲の状況からみても適当と思います。排水等については、雨水は、自然流下、家畜排泄物は、オガクズ吸着し、攪拌処理するため適当と思います。被害防除につきましては、申請地を現状のまま利用し、隣接する農地とは 5 m 程度の緩衝地を設ける為、特に問題はないと思われます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、牛舎を建築する事から不

許可の例外の農業用施設等に該当します。申請人は、現在、〇〇〇〇〇を経営し、牧畜業を営んでおりますが、事業拡大の為、牛舎2棟を新たに設置し、当該法人に貸付するもので、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○17 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅41号について、12月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、郷田自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が道路、南が畑、北が山林であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内に居住する農家です。申請地は、日照が悪くイノシシによる被害もあり、農地としての管理が困難である為、クヌギを植林して山林として活用するもので確実と思われまます。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積1,660㎡にクヌギ276本を植林するもので適当と思ひます。排水等については、雨水のみで自然流下とする為、適当と思ひます。被害防除につきましては、緩衝地を隣接地から4mとして、日照・通風には影響ないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当するもので、代替地を検討するも費用が折り合わず、他に適地もなく、農地としての管理が困難な状況にあり、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○推進委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号大隅42号について、12月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、境迫自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が山林、西が山林と宅地、南が山林、北が道路を挟んで宅地であります。目的実現の確実性は、申請人は、市内に居住する農家です。申請地は、始末書どおり平成26年頃に農業用倉庫を建設し、農業用資材置場や駐車場として現在も利用しております。位置としましては、第二種農地に該当します。計画面積については、所要面積1,060㎡に農業用倉庫1棟166㎡、農業用資材置場528㎡、駐車場120㎡を設置するもので適当と思ひます。排水等については、雨水のみで自然流下とする為、適当と思ひます。被害防除につきましては、隣接地に土留め工事をしてあり、特に支障はないと思ひます。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題はありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第二種農地に該当し、今回の追認により許可を得ようとするもので、代替地を検討するも適地もなく、農地に原状回復は困難であり、転用やむを得ないという意見の一致をみて許可意見です。調査員は私と〇〇〇〇〇委員と事務局の〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。
(「なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

議案第113号農地法第4条による許可申請は、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長 (〇〇〇〇〇会長)

次に議案第114号農地法第5条による許可申請についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○15 番委員 (〇〇〇〇〇)

受理番号末吉109号について、12月10日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、宮原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が宅地、西が道路を挟んで宅地、南が道路を挟んで雑種地、北が宅地です。目的実現の確実性は、通帳の写しが添付されている事から確実と思ひま

受理番号大隅 113 号について、12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、平原自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路、西が畑、南が道路、北が畑です。目的実現の確実性は、現在借家住まいの為、自己の住宅を新築するもので、資金調達は住宅ローン等審査書が添付されており確実と思われれます。位置としましては、第三種農地に該当します。計画面積については、全体面積 337 m²に住宅 1 棟 95.2 m²を建築するもので適当と思います。排水等については、雨水は排水桝を 5ヶ所、生活排水は、合併浄化槽を設置し、既存道路側溝に放流する為支障はないと思います。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、都市計画区域内にある事から第三種農地に該当します。代替地の検討は、価格や立地面の条件から断念しており、転用やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 114 号農地法第 5 条による許可申請については、許可相当の意見を付して県知事へ進達することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、許可相当の意見を付して県知事へ進達する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

次に議案第 115 号農地の用途変更届受理番号末吉 18 号と 19 号を除いて議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので報告を求めます。

○15 番委員（〇〇〇〇〇）

受理番号末吉 17 号について、12 月 10 日に現地調査致しましたので報告致します。申請地は、福留自治会内にある農地です。周囲の状況は、東が道路を挟んで畑、西が畑と宅地、南が畑、北が道路を挟んで宅地です。目的実現の確実性は、転用済である事から確実と思います。位置としましては、第一種農地に該当します。計画面積については、全体面積 1,205 m²に、180 m²の農業用倉庫は適当と思います。排水等については、雨水については、自然流下で適当と思われれます。被害防除については、特に問題ありません。道路条件については、良好です。公害関係については、特に問題ありません。調査結果の総合意見は、申請地は、第一種農地に該当しますが、不許可の例外の農業用施設等に該当し、転用目的が農業用倉庫です。設置により耕作不能となる面積が 180 m²で、転用許可を要しない 200 m²未満の農業用施設に該当する事から、用途変更やむを得ないとする意見の一致をみました。調査員は、私と〇〇〇〇〇委員と事務局より〇〇〇〇〇さんで調査致しました。以上で調査報告を終わります。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ただ今の報告に対して、質疑、意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

議案第 115 号農地の用途変更届受理番号末吉 18 号と 19 号を除いて、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（〇〇〇〇〇会長）

ここで〇〇〇〇〇委員は、議事参与制限の為、退席願います。

以上で調査報告を終わります。

○議長（○○○○○会長）

ただ今の報告に対して、質疑・意見はありませんか。
（「はい」の声あり）

○3番委員（○○○○○）

事務局にお尋ねします。補足説明資料には120㎡が2つ記載されていますが、これはどういう意味ですか。

○事務局（○○○○○係長）

この図が解りずらいと思いますが、真ん中に線が一本入っていると思いますが、この真ん中の線より左側が地番の○○○○○になります。右側の120㎡が地番の○○○○○になり、はみだしているという事になります。全体では、240㎡の建物になるという事になります。はみ出している部分が120㎡となります。

○議長（○○○○○会長）

○○○○○委員解りましたか。

○3番委員（○○○○○）

はい。

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第115号農地の用途変更届末吉19号については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、申し出のとおり許可する事に決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。

（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第116号農用地等のあっせんについてを議題と致します。ここで、あっせん委員を指名致します。末吉87については、4番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉88については、2番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉89については、12番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉90については、私と○○○○○推進委員、末吉91については、17番○○○○○委員、○○○○○推進委員、末吉92については、11番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅93については、19番○○○○○委員、○○○○○推進委員、大隅94から大隅97については、9番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部98については、3番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部99については、7番○○○○○委員、○○○○○推進委員、財部100については、14番○○○○○委員、○○○○○推進委員を指名致します。

（「すいません」の声あり）

○9番委員（○○○○○）

大隅94から大隅97については、耕作者がいらっしやったので成立です。

○議長（○○○○○会長）

大隅94から大隅97については、成立だそうです。

○議長（○○○○○会長）

続いてあっせん委員の報告であります。受理番号順に順次報告をお願い致します。

○11番委員（○○○○○）

末吉 75 号は、打切でお願いします。

○7 番委員 (○○○○○)

財部 76 号は、打切でお願いします。

○1 番委員 (○○○○○)

末吉 79 号は、打切でお願いします。

○11 番委員 (○○○○○)

末吉 80 号は、継続でお願いします。

○19 番委員 (○○○○○)

大隅 82 号は、継続でお願いします。

○3 番委員 (○○○○○)

財部 83 号は、継続でお願いします。

○5 番委員 (○○○○○)

末吉 84 号は、成立でお願いします。

○9 番委員 (○○○○○)

大隅 86 号は、継続でお願いします。

○議長 (○○○○○会長)

大変ご苦勞様でした。継続については、引き続きよろしくお願ひ致します。

○議長 (○○○○○会長)

次に議案第 117 号農用地利用集積計画の利用権設定新規 10 年以上末吉 121 を除いて議題と致します。本件については、農用地利用集積計画の利用権設定と中間管理事業に係る利用権設定とに分け農用地利用集積計画の利用権設定は期間ごとに、中間管理事業に係る利用権設定は、一括して審査して差し支えありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 3 年以上 6 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 6 年以上 10 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

新規 10 年以上について、質疑、意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 (○○○○○会長)

再設定 3 年未満について、質疑、意見はありませんか。

(「はい」の声あり)

○3 番委員 (○○○○○)

大隅 17 号は、農業公社が無償でとなっておりますが、○○○○○さんも高齢で場所的には、どういふ場所か解りませんが、税金ぐらゐは、支払ってもらった方がよいような気がしました。どのような状況でこのようになったのか解っていたら教えてください。

○事務局 (○○○○○)

農業公社と○○○○○さんの方で話されて無償となっております。元々、甘藷を作付されていた所で、基腐れの被害がひどいという事で、休耕しようとしていたところ農業公社の方から話があつて無償となったようです。以上です。

○議長 (○○○○○会長)

よろしいですか。

○3 番委員 (○○○○○)

はい。

○議長（○○○○○会長）

再設定3年以上6年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定6年以上10年未満について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

再設定10年以上について、質疑、意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

農地中間管理事業に係る利用権設定について、質疑・意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第117号農用地利用集積計画の利用権設定新規10年以上末吉121を除いて申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「意義なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、議事参与制限の為、退席願います。
（「○○○○○委員退席」）

○議長（○○○○○会長）

議案第117号農用地利用集積計画の利用権設定新規10年以上末吉121を議題と致します。

○議長（○○○○○会長）

質疑・意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第117号農用地利用集積計画の利用権設定新規10年以上末吉121については申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

ここで○○○○○委員は、復席を願います。
（「○○○○○委員復席」）

○議長（○○○○○会長）

次に議案第118号農用地利用集積計画の所有権移転についてを議題と致します。質疑・意見はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第118号農用地利用集積計画の所有権移転については、申出のとおり決定することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので、本案は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に反しないので、申出のとおり決定致しました。

○議長（○○○○○会長）

次に議案第119号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定についてを議題と致します。本件については、調査委員において現地調査を行っておりますので、順次報告を求めます。

○1番委員（○○○○○）

末吉1号については、規模拡大の意思がないという事で不認定と決定致しました。

○4番委員（○○○○○）

末吉2号ですが、規模拡大の意思がないという事で不認定と決定致しました。

○11番委員（○○○○○）

末吉3号ですが、現役でばりばりされています。農地があれば拡大したいという事で認定です。以上です。

○1番委員（○○○○○）

末吉4号については、高齢で農業を縮小しようという考えがありまして不認定です。

○5番委員（○○○○○）

末吉5号については、生産牛が7頭程おりまして、まだするという事でしたので認定です。末吉6号についても生産牛を10頭程飼っており認定という事です。以上です。

○9番委員（○○○○○）

大隅7号については、高齢により年々縮小したいという事で不認定と決定しました。大隅8号については、息子達がいらっしゃるのですが、農業をする意思がないという事で不認定と決定しました。

○議長（○○○○○会長）

ただいまの報告について、質疑・意見はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

議案第119号農地移動適正化あっせん事業対象農業者の再認定については、末吉3号、末吉5号、末吉6号について認定することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

ご異議ありませんので本案は、申し出のとおり決定致しました。次に報告第12号合意解約等の報告については、総会資料の32ページから38ページですのでご覧下さい。

○議長（○○○○○会長）

その他で何かありませんか。

（「はい」の声あり）

○15番委員（○○○○○）

所有権移転について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「はい」の声あり）

○17番委員（○○○○○）

食と農女性の会について

○議長（○○○○○会長）

他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（○○○○○会長）

なければ事務局から事務連絡を致します。

○事務局（○○○○○局長）

事務連絡

○事務局（○○○○○次長）

事務連絡

○事務局（○○○○○係長）

事務連絡

○議長（○○○○○会長）

以上で、令和3年第12回曾於市農業委員会総会を閉会致します。

○事務局（○○○○○局長）

ご起立願います。一同礼。ご苦勞様でした。

令和3年12月20日（月） 午前12時10分閉会

（議事録署名委員）

会 長

委 員

委 員